

くらしの情報

1注目情報

2新型コロナウイルス感染症関連情報

3暮らし

4募集

5催し・講座

6福祉

7健康

1

成人用肺炎球菌ワクチンを受けましょう

健康推進課保健・地域医療担当 ☎5311

高齢者がかかる肺炎の原因で多くを占め重症となりやすいのが、肺炎球菌感染症です。

肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌による肺炎などの感染症を予防し、重症化を防ぐワクチンです。

対象となる人は、4月1日から令和5年3月31日まで助成を受けることができます。

■定期接種

対象 市内に住所があり、当ワクチンを接種したことがない、次のいずれかに該当する人

① 令和4年度中に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる人

※70歳以上の人への助成は、令和5年度で終了予定です。

② 60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり、身体障害者手帳の1級相当に該当する人

接種回数 1回

自己負担額 4千円
任意接種費の助成
対象 65歳以上で、肺炎球菌ワクチンを接種したことがなく、定期接種の対象者以外の人

接種回数 1回
助成額 3千円
※医療機関の接種料金から、3千円を引いた額が自己負担となります。

■大崎市成人用肺炎球菌ワクチン接種 指定医療機関一覧 (令和4年4月1日現在)

地域	医療機関名	電話番号	地域	医療機関名	電話番号
古川	秋山内科医院	☎28-1909	古川	穂波の郷クリニック	☎24-3880
	伊藤内科小児科医院	☎23-8866		まつうら内科小児科クリニック	☎23-5677
	いのせ医院	☎22-0777		三浦病院	☎22-6656
	永仁会病院	☎22-0063		みやざき内科クリニック	☎25-9330
	大崎市民病院健康管理センター	☎23-3471		やまと在宅診療所大崎	☎91-8981
	大崎西部クリニック	☎87-3723		大崎東部クリニック	☎55-2511
古川	尾花内科クリニック	☎21-0087	松山	わたなべ産婦人科内科・小児科	☎55-3535
	片倉病院	☎22-0016		三本木	岩淵胃腸科内科クリニック
	鎌田内科クリニック	☎24-1700	近江医院		☎52-3057
	寛内科胃腸科クリニック	☎24-8822	鹿島台	大崎市民病院鹿島台分院	☎56-2611
	佐々木医院	☎22-2290		佐久間内科医院	☎56-3700
	佐藤病院	☎22-0207	岩出山	大崎市民病院岩出山分院	☎72-1355
	塩沢整形外科クリニック	☎21-1666		高橋医院	☎72-1005
	渋谷皮膚科泌尿器科医院	☎23-9783	鳴子温泉	大崎市民病院鳴子温泉分院	☎82-2311
	高橋医院	☎22-0791		佐藤医院	☎82-2656
	千葉医院	☎22-3228		遊佐クリニック	☎81-1133
	富樫クリニック	☎23-4456		田尻	天野内科クリニック
	長井内科医院	☎91-1020	大崎市民病院田尻診療所		☎38-1152
古川星陵病院	☎23-8181	たじり中央クリニック	☎39-7955		
古川民主病院	☎23-5521				

※指定医療機関へ事前に電話で申し込みください。

1

障がい者や高齢者を支援します

各問い合わせ先

詳しい内容は、各担当に問い合わせください。

障がい者向けの支援

1福祉タクシー利用助成

内容 1枚6000円のタクシー券を月4枚交付

対象 住民税非課税世帯で、身体障害者手帳1・2級、内部障害3級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aのいずれかに該当する人

2心身障害者自動車等燃料費助成

内容 1枚5000円の助成券を月4枚交付

対象 住民税非課税世帯で、次のいずれかの要件に該当する人

1身体障害者手帳1・2級、内部障害3級、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかに該当し、自動車などを所有して運転している人、または障がい者所有の自動車などを運転する同一世帯員

2身体障害者手帳下肢障害

3級の人で、自動車などを所有し運転している人

3療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかに該当する人、または18歳未満で身体障害者手帳1・2級、内部障害3級のいずれかに該当する、障がい者のために運転する同一世帯員

1、2共通事項

申込 障がいを証明できる各種手帳、車検証・運転免許証(燃料費助成のみ)、本人が申請者の個人番号が分かるものを持参して申し込み

社会福祉課障がい福祉担当 ☎2167

各総合支所市民福祉課

3障がい者が利用する軽自動車税などの減免制度

内容 一人につき対象となる車1台、軽自動車税(種別割)や自動車税(種別割)を減免 ※前年度に減免を受けた人には、申請書を郵送します。

軽自動車税(種別割)の減免申請期間 5月13日(金)から24日(火)まで

申請方法 車検証、各手帳(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)のいずれか、運転者の運転免許証、印鑑、納税義務者の個人番号が分かるもの、申請者の本人確認書類(運転免許証など)を持参して申請

税務課市民税担当

各総合支所市民福祉課 ☎2148

自動車税(種別割)の減免

県北部県税事務所(☎0705)へ問い合わせください。

在宅高齢者向けの助成

4住宅改修費の一部補助

内容 手すりの取り付け、段差解消、洋式便器への取り替えなどの経費の90パーセント(上限額20万円)を補助

対象 次のすべての要件を満たす人

1市内に住所を有し、要介護や要支援認定を受けていない65歳以上の人
2世帯全員の住民税が非課税の人
3他の補助制度などで住宅改修を実施していない人
4高年齢介護課介護給付担当 ☎6125

5高齢者福祉有償運送利用助成
内容 助成券を月2枚交付し、通院などに利用する福祉有償運送の迎車料金(全額)、乗車料金の乗車距離1キロメートルごと(待機料金は10分ごと)に50円を超える額を助成

対象 65歳以上で要介護3、5の認定を受け、交通機関の利用が困難な人

6高齢者タクシー利用助成

内容 1枚6000円のタクシー券を月2枚交付

対象 次の要件をすべて満たす人
1世帯員全員が65歳以上の人
2要支援1から要介護5、または事業対象者に認定された人
3世帯全員の住民税が非課税の人

1、2、5、6の注意点

1、2、5、6の助成と、ブルーブック利用助成は重複できません。また、社会福祉施設入所者や3カ月以上入院している人は利用できません。
7介護用品の購入助成
内容 紙おむつ、尿取りパット、ドライシャンプー、清拭剤(介護用品に限る)などを購入する助成券の交付
各総合支所市民福祉課 ☎6085

